

平成二十一年七月十七日提出
質問第六八七号

外務省におけるワインの保管並びに使用等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省におけるワインの保管並びに使用等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第六五〇号）及び「前々回答弁書」（内閣衆質一七一第五九九号）を踏まえ、再度質問する。

一 外務省の約七千本、宮内庁の約七千本、内閣官房の約千四百本のワインについて、その用途、使用される人物並びに外務省において約七千本もの大量のワインを保管している理由等につき、「諸外国の要人の接遇等のため使用している。」、「年間を通じての諸外国要人の本邦訪問は多岐にわたり、具体的な滞在日程等が来日直前まで確定しない場合も多いため、常に対応できるように一定の質及び量のワインを保存することが必要である等の事情があるからである。」との答弁がなされていることを受け、前々回質問主意書で、政府、特に外務省として、右答弁にある「諸外国の要人」、「諸外国要人」とは具体的にどのような立場、職責にある人物を指していると認識しているのかと問うたところ、「前々回答弁書」では「先回答弁書（平成二十一年六月二十二日内閣衆質一七一第五四三号）六について述べたとおり、要人の定義は様々であるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。前回質問主意書で、「諸外国の要人」、「諸外国要人」の定義が様々であることは当方も既に承知している

が、右の定義に、諸外国の元首は含まれるかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書（平成二十一年七月三日内閣衆質一七一第五九九号）一から三までについて述べたとおり、要人の定義は様々であるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。当方が問うているのは、右答弁にある様に、様々な具体的事例がある「諸外国の要人」、「諸外国要人」の中に、外国の元首がその一例として含まれているかという点である。「諸外国の要人」、「諸外国要人」の中に、外国の元首がその一例として含まれることはあるか、明確な答弁を求める。

二 前回質問主意書で、二〇〇六年から二〇〇八年の三年間に渡る、年間を通じての諸外国の元首による本邦訪問は何件あったか、右の訪問の際に、外務省のワインは何本使われたのか、その相手国元首の国籍や会場場所等については一切問わないところ、本邦訪問におけるワインの使用本数についてのみ、それぞれ明らかにされたいと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。右の「詳細な調査」を終えるのに、大体どれくらいの期間が必要とされるか。

三 二の期間、答弁の延期に応じることは十分に可能であるところ、二〇〇六年から二〇〇八年の三年間に

渡る、年間を通じての諸外国の元首による本邦訪問の件数並びに、右の訪問の際に、外務省のワインは何本使われたのか、その相手国元首の国籍や会合場所等については一切問わないところ、本邦訪問におけるワインの使用本数の概数につき、明らかにすることを再度求める。

四 前回質問主意書で、二〇〇六年から二〇〇八年の三年間において、外務省のワインはそれぞれ何本使われたかと問うたところ、「前回答弁書」では「平成十八年に消費した本数は約千本、平成十九年に消費した本数は約千本、平成二十年に消費した本数は約千本である。」との答弁がなされている。また、過去の答弁書で、「年間を通じての諸外国要人の本邦訪問は多岐にわたり、具体的な滞在日程等が来日直前まで確定しない場合も多いため、常に対応できるように一定の質及び量のワインを保存することが必要である等の事情があるからである。」との答弁がなされていることにつき、過去の質問主意書で、諸外国要人の本邦訪問に対応する態勢を常に整えるにしても、なぜ約七千本もの大量のワインを常備しておく必要があるのか、七千本という数字の根拠は何かと問うたところ、右の答弁がただ繰り返されているだけである。前々回質問主意書で、諸外国要人の我が国への訪問に備えるにしても、なぜかくも大量のワインを常に置いておくことが必要なのか、その根拠を再度問うたが「前々回答弁書」でも「先の答弁書（平成二十

一年六月十二日内閣衆質一七一第四九〇号)七について述べたとおりである。」と、またも同じ答弁が繰り返されている。前回質問主意書で、外務省において必要とされるワインの一定の量が七千本でなくてはならない根拠とは一体何であるのかと問うたが、「前回答弁書」でも「年間を通じての諸外国要人の本邦訪問は多岐にわたり、具体的な滞在日程等が来日直前まで確定しない場合も多いため、常に対応できるように一定の質及び量のワインを保存することが必要である等の事情があるからである。」と、またもや同じ答弁が繰り返されている。同省は累次にわたり、「常に対応できるように一定の質及び量のワインを保存することが必要である」と言っているが、右の「前回答弁書」の答弁にある様に、過去三年間における年ごとのワインの消費量は、せいぜい年間千本程度である。右の数字は、同省が常に約七千本ものワインを保管しておかねばならない根拠とはならないと思料するが、同省として、せいぜい一年間に千本程度のワインしか消費しない一方で、常に約七千本ものワインを保管しておかねばならないと考えている理由は何か、明確にされたい。

右質問する。